

災害事例

ドラグ・ショベルで土嚢をつり上げ
 旋回したところ、横転、3メートル
 下の河床に転落し運転者が被災した

【災害の概要】

工事の種類：河川土木工事業

災害の種類：墜落・転落

被災者：死亡者数：1人



【災害発生状況】

- この災害は、河川改修工事において、ドラグ・ショベル(以下「ショベル」という。)を使用して土嚢(土のう)を運搬する作業中に発生したものである。
- 災害発生当日の作業は、A B 2台のショベルを使用して、右岸上に置かれた土嚢を左岸側の河川敷に運搬するものであった。
- ショベルAで、右岸上にある土嚢を2袋ずつバケットのフックに繊維ロープで玉掛けして吊り上げた後、仮設道を通り、河川敷まで運んで下ろし、そこに待機しているショベルBで運ばれてきた土嚢を同様の方法で吊り上げ、左岸側の所定の位置まで運搬するという作業を繰り返し行った。
- 何回目かの運搬作業で、右岸上のショベルAにより土嚢を吊り上げて旋回したところ、ショベルが横転し、3m下の河床まで回転しながら転落し、運転者は機体の外に放り出され、ショベルのクローラの下敷きになった。

なお、ショベルが横転した個所の路肩には崩壊等の変化は見られなかった。

- 土嚢の運搬作業に当たって、移動式クレーンや運搬車の手配を考慮することなく、現場にあったショベルを用途外使用することを前提に工事計画書が作成されていた。
- ショベルによる運搬作業において、ショベルの構造や能力から一度に運搬できる土嚢の数を予め検討することもおらず、そのため、ショベルの運転者の感覚に頼って2個の土嚢を吊り上げて旋回したとき、地面が傾斜していたこともあって、ショベルが横転したものである。

【災害発生原因】

- ショベルを主たる用途以外の用途に使用したこと。
- ショベルの種類や能力、運行経路、作業方法について示された作業計画書が作成されていなかったこと。
- ショベルの運転者に対し安全教育を実施していなかったこと。

【再発防止対策】

- ショベル等の車両系建設機械を主たる用途以外の用途に使用しないこと。

【安規第164条第1項】

- 荷を吊り上げる作業の場合は、移動式クレーンやクレーン機能付き車両系建設機械等の荷を吊り上げることができる機械・設備を使用すること。
 - 止むを得ず車両系建設機械を主たる用途以外の用途に使用する場合は、【安規第164条第2項】及び【同条第3項】の措置を講じた上で使用すること。
 - その場合であっても、玉掛け、玉外しの業務は玉掛技能講習修了者等をもって行うこと。 【平4.8.24 基発第480号】
- 全ての作業について使用するショベル等の車両系建設機械の能力、用途等を検討した作業計画書を作成すること。

工事に行われる全ての作業について、使用する車両系建設機械の種類、用途、能力、運行経路、作業方法を事前によく検討して作業計画書を作成する。【安規第155条】

- ショベル等の車両系建設機械の運転者等関係労働者に対し安全衛生教育を行うこと。